

## 「人権を尊重し差別のない明るい長野県づくり」のために

今の「わたし」「あなた」そして「みんな」は、  
安心して暮らしていますか？  
自分に自信をもっていますか？  
自分らしい生き方を自由に選択できていますか？

長野県における人権に関する教育は、昭和26年（1951年）同和教育指導資料「開け行く日本」を発行して以来、同和問題の解決に向けた同和教育を基本として積極的に展開されてきました。昭和46年（1971年）に同和教育の基本方針が策定された後、平成3年（1991年）には同和教育を「部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくす」教育と位置づけ、さまざまな人権問題を含めた形での同和教育が取り組まれてきました。

このような取り組みにより、同和問題に対する理解の深まりや人権意識の高まりなど、多くの成果をあげてきました。しかし、いまだに出自や性別、国籍の違い、障害がある等により幸せに生きる権利が侵害されている現実があります。

そこで県は、国際社会全体で人権問題を解決していくための気運の高まりとも合わせ、平成11年（1999年）3月に「人権教育のための国連10年長野県行動計画」を策定しました。

この行動計画には、目標として「県民一人一人が人権教育を通じて、人権問題を自分の課題としてとらえ、人権尊重の意識や態度を身につけ、日常生活の中で人権尊重を当たり前のこととして行動していく（「いつでも、誰でも、どこでも」）ことにより『人権を尊重し差別のない明るい長野県』づくり」が掲げられています。また、人権教育を効果的に推進するために、「これまで蓄積してきた人権にかかる諸教材を、人権尊重・共生社会実現の視点で再点検するとともに、県民のニーズに対応する教材の充実」を求めていました。そこで、県教育委員会では、行動計画の一環として平成12年4月、「人権教育研究委員会」を組織し、「人権教育指導の手引」の作成を推し進めてきました。

本手引は、社会の中で様々な人権問題に直接関わる委員の提言を基に、行政・教育・企業等の人権教育担当者が、そして社会教育の地域リーダーが、すぐ活用できる具体的な教材を中心に掲載しました。また、人権教育に関わる講座・教材づくりのヒントとなる「人権の窓」欄を設け、発展的に活用されることも願っています。

本書が、社会教育の場で積極的に活用され、誰もが住みよい地域づくりのため、そして人権の尊重された差別のない明るい長野県づくりのきっかけとなれば幸いです。